中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

1. 指名停止措置業者名 : 一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター

業者の住所 : 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

2. 指名停止措置期間: 3ヵ月 平成30年6月6日~平成30年9月5日

3. 指名停止措置の範囲 : 北九州 P C B 処理事業所に係る案件

4. 事実概要

上記の事業者は平成30年3月23日付で契約締結した「北九州PCB処理事業 所運転廃棄物等処分委託(H30)業務委託契約書」について契約を履行すること ができないとして当該契約を解除したため。

5. 指名停止措置理由

上記4は、「指名停止措置要領」別表第2第14号(不正又は不誠実な行為)に該当すると認められる。

「指名停止措置要領」別表第2第14号

| 措置要件 | 期間 |
|-----------------------------|------------|
| (不正又は不誠実な行為) | |
| 14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関 | 当該認定をした日から |
| し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方とし | 1ヵ月以上9ヵ月以内 |
| て不適当であると認められるとき。 | |